

\*\*\*\*\*  
本メールは日本臨床検査専門医会の電子メール新聞JACLaP WIRE No.172です。  
\*\*\*\*\*

===== << 目次 >> =====  
寄稿:「日本専門医機構認定臨床検査専門医制度について」

===== << JACLaP WIRE >> =====  
新専門医制度の整備状況について、山田 俊幸先生に寄稿いただきました。  
詳細はLab CPに掲載予定ですが、会員の先生方にはWIREとして配信します。

以下文章内「別掲」部分はそれぞれのリンク先をご参照ください。

「臨床検査領域研修プログラム整備基準」

[http://jaclap.org/general/20151215\\_05.pdf](http://jaclap.org/general/20151215_05.pdf)

「臨床検査専門医更新基準」

[http://jaclap.org/general/20151215\\_06.pdf](http://jaclap.org/general/20151215_06.pdf)

また「新専門医制度での更新について」わかりやすい説明をいただきました  
ので併せて配信します。

「新専門医制度での更新について」

[http://jaclap.org/general/20151201\\_03.pdf](http://jaclap.org/general/20151201_03.pdf)

===== << 寄稿 >> =====

## 日本専門医機構認定臨床検査専門医制度について

山田 俊幸

自治医科大学臨床検査医学講座、日本臨床検査医学会総務担当理事、  
日本専門医機構臨床検査領域研修・専門医委員会連絡代表委員

### 1. 新制度による研修

#### (1) 対象となる専攻医

2017年4月から新制度による研修が開始される。新卒では2015年3月卒業の医師が該当する。ただし、新卒のみが対象ではなく、初期臨床研修を修了している者(同制度導入前は不問)が含まれる。2017年4月以前に研修を開始した専攻生には現制度(学会専門医)が適用される。

#### (2) 研修施設の考え方(詳細は別掲の「臨床検査領域研修プログラム整備基準」参照)

初期研修病院に相当する規模の施設は基幹研修施設となり、プログラムを作成して運用する。指導医(専門医)の存在と検査件数実績が必要条件となる。中小規模の施設は研修施設群を形成する連携施設となり、指導医の存在(非常勤でも可)が必要条件となる。基幹研修施設と連携施設のローテート研修が望ましく、1施設のみでの研修は原則認められない。ただし、特別な事情がある場合は理由書提出で許可される場合がある。

#### (3) 研修プログラムの作成と申請

##### ① スケジュール

2015年12月1日から2016年2月29日まで、一次審査として学会内機構研修委員会が受付ける。基幹研修施設の責任者は連携施設の申請書類を含めて提出書類を作成し、学会事務局に提出する(書類は学会HPに掲載)。

##### ② プログラムの内容

プログラム作成の全体は、「臨床検査領域研修プログラム整備基準」(別掲資料)に準拠する。プログラムの内容は、HPに公開されている「臨床検査専門医研修カリキュラム」の内容を満たすことが必要条件となる。実際は、公開されている「モデルプログラム」を参考に作成する。各施設のプログラム上の特徴はプログラムに盛り込むべきであるが、プラスアルファの特色については各施設のHPで宣伝する。

### 2. 新制度による資格更新

(1) 機構(新制度)専門医の更新(別掲、「臨床検査専門医更新基準」を参照)

① スケジュールと更新に必要な条件

5年毎の学会(現制度)専門医の更新に相当する時期に機構専門医として更新する。機構専門医としての更新は2016年度(2017年1月1日付)の更新から適用する。2016年度の更新には機構専門医の更新に必要な単位の1/5(10単位)と学会専門医の更新に必要な単位の4/5(40単位)が必要となる。獲得した個々の単位はどちらか一方のみに適用できる。2017年度は前者2/5、後者3/5という具合に適用していく。

② 時期の考え方

機構専門医用の単位は、2016年度更新なら直近1年間に獲得したものを適用する(必修講習のみ例外を認める)。ここでいう直近1年とは、例えば2016年度(2017年1月1日付)更新であれば、2015年度(2015年4月1日以降)以降に獲得したものを指す。

③ 特別措置

学会専門医を4回以上更新している場合は、診療実績が免除され、他(講習など)で代用することができる。

(2) 学会専門医の更新

従来と同様に行う。ただし、学会専門医としての更新は2019年度までとする。2019年度までに更新した学会専門医は次の更新時に機構専門医として更新することが可能である。現在議論中であるが、学会専門医に類似するものが残るとしても、2020年度以降に更新したものは機構専門医として更新することはできない。

=====

日本臨床検査専門医会 事務局(水・土日祝祭日は休業日)  
TEL 03-3864-0804  
Fax 03-5823-4110  
E-mail:senmon-i@jaclp.org

=====

JACLaP WIRE No.172(臨時増刊号)(2015年12月18日)  
☆発行:日本臨床検査専門医会[情報・出版委員会]  
☆編集:JACLaP WIRE編集室 編集主幹:盛田 俊介  
東邦大学医療センター大森病院 臨床検査部  
TEL:03-3762-4151(内線3432)・FAX:03-3762-9730

=====

\*\*\*\*\*  
会員の皆様からの寄稿をお待ちしております !  
\*\*\*\*\*  
メーリングリスト配信先の変更には  
1.氏名, 2.現行登録アドレスと3.変更希望メールアドレスを添えて  
senmon-i@jaclp.orgまで「配信先の変更希望」としてお送り下さい。